

㈱ジャスダック証券取引所の創設及び当該創設に伴う本協会関係諸規則の見直しについて

平成 16 年 6 月 4 日
日 本 証 券 業 協 会

1．創設等の趣旨

現在、本協会は、店頭売買有価証券市場の開設者として、店頭売買有価証券の登録等、売買その他の取引及び発行会社による会社情報の適時開示等に関する規則等を制定し、その市場運営業務については㈱ジャスダックに委託をしているところである。

昨年 11 月に公表された「JASDAQ 市場の在り方に関する研究会 PART II 報告書」では、市場運営会社である㈱ジャスダックは、JASDAQ 市場のより一層の市場機能の発揮及び市場運営の効率化の観点から、証券取引所に組織変更し、新たに取引所有価証券市場を開設する必要がある旨提言されたところである。

また、本年 3 月 17 日に取りまとめられた「協会組織・機能のあり方について」(協会機能のあり方に関する特別委員会報告)においても、『市場管理部門については、ジャスダックの取引所化に向けて、本協会から独立する方向で作業が進められており、その間は暫定的に自主規制部門において、市場管理を行うこととする。』とされている。

このため、㈱ジャスダック証券取引所が創設された場合には、現在の店頭売買有価証券については、一定の手続きを経た上で、取引所上場の有価証券に移行する予定であり、本協会が開設している店頭売買有価証券市場はその役割を終えることとなる。

ついては、以下のとおり、㈱ジャスダックにおいては、証券取引所への組織変更に向けて準備を進めることとしたい。

また、本協会においては、店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等の廃止等を行う予定である。

2．創設等の概要

(1) ㈱ジャスダックによる証券取引所への組織変更

- ・ ㈱ジャスダックは、「㈱ジャスダック証券取引所の創設に関する基本要綱」(別添 1(概要)及び別添 2(本文)参照)に基づき、証券取引所への組織変更のための準備を進めることとする。

(2) 本協会の店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則の廃止等

- ・ 本協会は、㈱ジャスダック証券取引所の創設に併せて、現在制定・運用している店頭売買有価証券の登録等、売買その他の取引及び発行会社による会社情報の適時開示等の規則等(別添 3 参照)について、原則として廃止することとする。
- ・ また、これら以外の本協会諸規則についても、店頭売買有価証券市場に関する諸規則の用語等を引用しているものなどについて、併せて改正することとする。

(注) 上記の規則改正の具体的内容については、今後の(株)ジャスダック証券取引所の創設に併せて、別途、パブリック・コメントの募集手続きを実施する予定である。

(3) 創設等に伴う経過措置

- ・ 本協会関係諸規則及び(株)ジャスダック証券取引所の諸規程等において、現物取引の受渡決済・制度信用取引の未決済勘定の取扱いや過誤訂正などについて、所要の経過措置を講じることとする。

3. 創設等のスケジュール等

(株)ジャスダック証券取引所の創設については、パブリック・コメントの募集手続き終了後、(株)ジャスダックの証券取引所としての免許申請などを経て、本年10月を目途に実施することとしたい。

また、当該創設に併せて、本協会の店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止等についても、実施することとしたい。

4. 創設等前における直接登録申請制度への移行

(株)ジャスダック証券取引所が創設された後における新規公開銘柄の審査は、同取引所が直接行うこととなる。このため、当該創設に先だって、新規公開銘柄の公開手続きの円滑な移行等を確保する観点から、本年9月を目途に、現在の申請協会員(証券会社)による本協会への登録申請手続きについて、証券取引所における手続きと同様、発行会社による本協会への登録申請手続きに変更することとしたい(別添4参照)。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

募集期間：平成16年6月4日から平成16年6月18日17:00まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

- 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ (Tel: 03 - 3667 - 8459)

(株)ジャスダック 総務部 (Tel: 03 - 5641 - 1818)